

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木 武久

**通期決算短信の作成等に係る留意事項及び
通期・四半期決算短信様式・作成要領の改定について**

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示につき、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所では、通期決算短信の作成等にあたっての留意事項について、別添1のとおり取りまとめましたので、ご通知申し上げます。

また、財務諸表等規則の改正等に伴い「通期決算短信様式・作成要領」及び「四半期決算短信様式・作成要領」について、別添2及び別添3のとおり改定しましたので、あわせてご通知申し上げます。

なお、当該「通期決算短信様式・作成要領」及び「四半期決算短信様式・作成要領」については、平成21年3月31日以後終了する事業年度末又は四半期末より適用することとしています。

上場会社各社におかれましては、本通知の趣旨及び内容について十分ご理解をいただくとともに、引き続き適時適切な会社情報の開示に努めていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

送付資料一覧

- | | |
|-----|---|
| 別添1 | 通期決算短信の作成等に係る留意事項について |
| 別添2 | 通期・四半期決算短信様式・作成要領の改定内容について |
| 別添3 | 改定後通期決算短信様式・作成要領
改定後四半期決算短信様式・作成要領【一般事業会社（第1～第3四半期）
及び特定事業会社（第1・第3四半期）用】
改定後四半期決算短信様式・作成要領【特定事業会社（第2四半期）用】 |

【適用初年度の四半期決算短信を作成する際の留意点】

適用初年度の四半期決算短信を作成する際の留意事項について、以下の通知（ ）に記載されていますので、今回改定する「四半期決算短信様式・作成要領」に併せ、当該通知をご確認の上、四半期決算短信の作成をお願いします。

（ ） 四半期開示に関するこれまでの作成要領・留意事項一覧

- ・「四半期決算短信の新様式・作成要領の公表について」
（名証自規G第6号 平成20年3月31日）
- ・「新TDnet稼動に伴う対応及び四半期決算短信作成に係る留意事項等について」
（名証自規G第14号 平成20年6月19日）
- ・「新TDnet上で作成する決算短信での開示項目について」
（名証自規G第15号 平成20年6月19日）
- ・「四半期決算短信作成に係る留意事項について」
（名証自規G第23号 平成20年9月24日）

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ（上場監理担当）

TEL：052-262-3174

E-mail：syoken@nse.or.jp